

広報情報化推進活動における
情報の取り扱いに関するガイドライン

一般社団法人福岡県中小企業家同友会
広報情報化推進本部
情報部

2015年10月2日施行 第4版

目 次

1. ガイドライン制定の目的	P1
2. ガイドラインで対象になる情報	P1
3. 活動記録情報の取扱いに関する事前表明	P2
4. 印刷物に掲載する際のガイドライン	P2
5. インターネット上に掲載する際のガイドライン	P2
6. インターネット上に掲載する情報の事前確認	P2
7. デジタル写真や映像データの取り扱い注意	P2
8. 活動記録情報や会員個人情報の取り扱い注意	P2～P3
9. 福岡同友会の公認サイトになる条件	P3
10. ガイドライン違反行為への対処	P3
11. 会の内外からの指摘や苦情への対処	P3～P4
12. 会の内外における損害発生への対処	P4
13. ガイドラインの改訂	P4
付帯事項	P4

広報情報化推進活動における 情報の取り扱いに関するガイドライン

福岡県中小企業家同友会
広報情報化推進本部
情報部

1. ガイドライン制定の目的

福岡県中小企業家同友会（以下「福岡同友会」と言う）では日々様々な活動が行われ、その様子が文書・写真・映像・音声などの形で記録されています。そしてこれらの情報は、福岡同友会の広報情報化推進活動の中で、機関紙誌・新聞・インターネット Web サイト（以下「Web サイト」と言う）において公開されています。

また、個人情報保護法の施行や憲法改正論議におけるプライバシー権や肖像権の議論など、個人の尊厳や生活を保護しようと言う社会的な流れへの対応が必要になってきました。

これまでは、これらの活動情報の取り扱いに関する判断は各支部や組織に任されてきましたが、利用する情報がデジタル化され、インターネットの普及や ICT（情報通信技術）の進歩によって掲載範囲や利用範囲が拡大する状況の中で、これらの活動情報の取り扱いに関する、福岡同友会としての統一基準が必要になってきました。

そこで福岡同友会では、会の内外に向けた広報情報化推進活動の強化を目指す中で、特に肖像権の侵害やプライバシーの侵害に関わる活動情報の取り扱いに関するガイドラインを制定します。

2. ガイドラインで対象になる情報

このガイドラインで対象になる情報は下記の 4 項目で、これらをまとめて広報情報化推進活動記録情報（以下「活動記録情報」と言う）と言います。

- (1) 文書情報：活動内容の予告や報告などの目的で、印刷したり Web サイトに公開した文書。
- (2) 写真情報：活動内容の予告や報告などの目的で、印刷したり Web サイトに公開した写真。
- (3) 映像情報：活動内容の予告や報告などの目的で、放映したり Web サイトに公開した映像。
- (4) 音声情報：活動内容の保管や利用などの目的で、録音した音声。

活動などの様子を記録した活動記録情報は、機関紙誌・新聞などの印刷物や、e.doyu・Web サイト・ブログサイト・SNS ツール・メーリングリストなどの情報媒体で公開されています。

同友会内での広報に限定した印刷物の場合でも、一度に大量に印刷して配布されますので、後で破棄されない限りはいつまでも存在し続け、コピーして二次利用される可能性もあります。

Web サイトなど、インターネット上に公開された情報の場合は、福岡同友会の会員以外の不特定多数の人にも閲覧でき、コピーして印刷物とは比較にならないほど簡単に二次利用される可能性もあります。

仮にコピー行為自体に著作権法上の問題があった場合でも、福岡同友会の立場は被害者にしか過ぎませんが、もしも個人情報保護法や肖像権への注意が足りなかった場合は、福岡同友会の立場が加害者になってしまう可能性もありますので、この点を十分に注意しなければいけません。

個人情報保護法に関しては、その文書情報から個人が特定できる場合に限り対象になり、肖像権に関しても同様に、その写真や映像情報から個人が特定できる場合に限り対象になります。

肖像権は人格権と財産権の二つに分かれます。人格権とはその人の姿が映っている写真や映像が公開されることによって、悪い影響が生じることから保護されるべきであるとする権利のことを言い、財産権とはその人の姿が映っている写真や映像が財産的価値を有する場合に発生するとする権利のことを言い、一般的には、有名人と言われる方々が対象になります。

個人情報保護法や肖像権に関しては、個人が特定できない情報は対象になりませんし、財産権に関しても、対象になる有名人に依頼する場合は、本人への確認が前提になるため、ここではどちらも対象になりません。

福岡同友会の活動に参加するのは会員だけではありません。非会員が参加する場合がありますし、共同求人事業では非会員である学生が主人公になる場合もあります。このような場合の活動記録情報の取り扱いには、会員が記録されているものよりもさらに慎重に対応しましょう。

上記の内容を十分に考慮の上、個人が特定できる活動記録情報の取り扱いに関して、下記のようにガイドラインを示しますので、利用に際しては、これらを正しく十分に理解した上で、効果的な広報情報化推進活動を行って下さい。

3. 活動記録情報の取扱いに関する事前表明

福岡同友会の活動を記録した情報の取り扱いが後でトラブルに発展しないように、インターネットを含めた広報情報化推進活動で利用する可能性があることを、印刷物の案内資料や Web サイト上に告知して、参加者に事前に表明するものとします。

例会のような活動では、開会後の挨拶の中や例会アンケートの中で、「この会の様子を撮影や録音しますが、記録した内容を印刷物やインターネット上で利用する場合がありますのでご了承ください。」と参加者に事前に意思表示をするものとします。

講演会や合同企業説明会のような、ゲストが多く参加したり、参加者が特定される活動の場合は、参加者に事前に配布される印刷物の案内資料や Web サイト上での事前の告知などに、上記と同様の表現を入れるものとします。

参加者への事前の意志表明が無かった場合は、下記の[4. 印刷物へ掲載する際のガイドライン]と、[5. インターネット上で掲載する際のガイドライン]で対応するものとします。

4. 印刷物に掲載する際のガイドライン

会内広報を目的とした機関紙誌や新聞などの活動記録情報を、会外広報の目的に利用する際のガイドラインは下記の通りとします。

(1) 掲載の承諾が不要な場合

顔も個人名も判明できない場合は、本人から掲載の承諾を得る必要はないものとします。

(2) 掲載の承諾が必要な場合

上記の[3. 活動記録情報の取扱いに関する事前表明]の方法などで参加者に事前に表明していない上に、写真や文書で個人名が判明してしまう場合は、本人から掲載の承諾を得る必要のあるものとします。

(3) 掲載できないか制限される場合

もしも本人から掲載の承諾を得ることができない場合は、掲載を止めるか、該当箇所の内容を制限するものとします。

5. インターネット上に掲載する際のガイドライン

福岡同友会の会員しか閲覧できない Web サイトやブログサイト（例：e.doyu）や、不特定多数の人が閲覧できる Web サイトやブログサイト（一般公開サイト）及び、SNS ツールやメーリングリストなどのその他の Web ツールにおいて、活動記録情報を直接的な掲載や間接的なリンク誘導で利用する場合も同様に、上記の[4. 印刷物へ掲載する際のガイドライン]で対応するものとします。

6. インターネット上に掲載する情報の事前確認

インターネット上に掲載する情報に関しては、情報部に所属の投稿管理者と投稿担当者が、事前に内容を確認した上で掲載を承認するものとします。

7. デジタル写真や映像データの取り扱い注意

Web サイト上に掲載するデジタル写真や映像データは、閲覧者のインターネット利用環境への負荷及び、個人の特定やデータの二次利用を防ぐために、掲載に際しては必要十分なデータサイズに調整し、写真や映像の必要のない部分や問題のある部分はトリミング処理で削除するものとします。

8. 活動記録情報や会員個人情報の取り扱い注意

掲載に際しては、同友会の理念と目的の追求や、同友会の内外に向けた健全な広報情報化推進活動を行う目的を前提とし、情報の取り扱いには十分に注意するものとします。

(1) 掲載を注意する活動記録情報

- ① 第三者のプライバシー・肖像権・知的所有権を侵害する恐れのある情報
- ② 個人の政治・宗教・商業活動に関する情報
- ③ 真実・法令・公序良俗に反する恐れのある情報
- ④ 他人の悪口や差別につながったり、名誉や信用を傷つけたり、利益を損なう恐れのある情報。
- ⑤ 福岡同友会の信用や品位を傷つける恐れがあったり、福岡同友会が不適当と判断する情報

(2) 掲載を注意する会員個人情報

掲載できる会員個人情報は、「全国会員データベース（DOYU NET）」に公開された下記の項目（①同友会名 ②会社名 ③事業概要 ④会員名 ⑤社内役職 ⑥所在地 ⑦電話番号 ⑧FAX番号 ⑨URL）に準拠するものとします。

但し、利用に際しては、先方の了解なしに本データを利用して、DM や FAX などを送付することや無作為に営業の電話をすることなどは行わないように、「同友会全国会員データベースの利用について（⇒ <https://www.doyu.jp/member/agreement.html>）」の内容に準拠するものとします。

9. 福岡同友会の公認サイトになる条件

福岡同友会が提供する「公式サイト」以外に関しては、下記の条件に全て適用した Web サイトに限り、Web サイト上に「福岡同友会公認」と明示した上で、「福岡同友会公認サイト」としての活動を承認するものとします。

- (1) 福岡同友会より予算が計上されていること。
- (2) 福岡同友会より予算が計上されていない場合は、一般広告が掲載されていないこと。
- (3) 情報化推進責任者の管理の下で運営されていること。
- (4) 福岡同友会県公式サイトからリンクが張られていること。

10. ガイドライン違反行為への対処

(1) Web サイト利用の停止につながる場合

ガイドラインに違反した場合は、情報部と広報情報化推進本部にて審議の後、県理事会の承認を受けた上で、下記の方法にて処分するものとします。

- ① サイト管理者に対して事実確認の上で、厳重に注意して再発防止を促す。
- ② 状況によっては、改善までの期間における当該 Web サイトの即時閉鎖を指示する。
- ③ 再発防止改善計画書の提示を要求し、内容を確認の上で当該 Web サイトの再開を許可する。

(2) Web サイト情報の削除につながる場合

上記の方法にてガイドライン違反行為が改善されない場合は、情報部と広報情報化推進本部にて審議の後、県理事会の承認を受けた上で、下記の方法にて処分するものとします。

- ① 公式サイトの場合は、事前に通知することなく当該 Web サイト情報を即時削除する。
- ② 公認サイトの場合は、管理者に対して当該 Web サイト情報の即時削除を指示する。

11. 会の内外からの指摘や苦情への対処

福岡同友会内の会員または関係者から、掲載内容の訂正や削除及び権利の侵害への対処要請を受けた場合または、福岡同友会外の不特定多数の第三者の閲覧者から、掲載情報の内容について指摘を受けた場合は、速やかに情報部に報告するものとします。

(1) 情報部による対応が可能な場合

「ガイドライン」への準拠の有無の確認を含めた問題発生の原因を究明した上で、管理担当者や会員及び関係者と協議し、要請に応じて適切に対処して問題を解決すると共に、再発防止に努めるものとします。

(2) 情報部による対応が不可能な場合

上記の方法にて問題が解決できない場合は、事務局長と正副代表理事の最終判断を受けた上で適切に対処し、県理事会に結果を報告するものとします。

12. 会の内外における損害発生への対処

(1) 福岡同友会内の会員または関係者に対して損害が発生した場合

福岡同友会内の会員または関係者に対して損害が発生したり、福岡同友会外の不特定多数の第三者にたいして損害が発生した場合は、「ガイドライン」への準拠の有無の確認を含めた問題発生の原因を究明した上で、同友会・管理担当者・会員・関係者・法曹関係者との話し合いを以て適切に対処して問題を解決すると共に、再発防止に努めるものとします。

13. ガイドラインの改訂

本ガイドラインの改訂時期は県の事業年度始めを基本としますが、重大な問題や大きな改善につながる事項が発生した場合は、必要に応じて情報部と広報情報化推進本部にて審議の後、事務局長と正

副代表理事の最終判断を受けた上で随時改定し、県理事会に結果を報告するものとします。

付帯事項

本ガイドラインは、2011年12月16日から施行し、福岡同友会の県・地区・支部及び組織の公式サイト並びに公認サイト上において、「広報情報化ガイドライン」として掲載するものとします。

活動記録情報の掲載に際しては、不適切な用語や表現の取り扱いには十分に注意するものとします。

具体的な用語や表現に関しては、明確な基準が無く、自主規制が必要なため、NHKから出版されている、「NHK 新用字用語辞典」や「NHK ことばのハンドブック」の中で述べられている、「NHK の考える放送可能用語」には含まれていない言葉や用法などを実質的な「使用禁止用語」として捉え、おおむねこれに準拠するものとします。

【NHK放送ガイドライン 2011】

⇒ <http://www.nhk.or.jp/pr/keiei/bc-guideline/pdf/guideline2011.pdf>

5. 表現 ①放送のことば

- 人権、人格、名誉を傷つけ、差別感や侮蔑感を与えるおそれのあることばや表現を用いてはならない。
- 放送の用字・用語・発音は、『NHK 漢字表記辞典』『NHK ことばのハンドブック』および『NHK 日本語発音アクセント辞典』に準拠する。